○近畿地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福井県三方上中郡若狭町能登野五六号笹原三番二から同町横渡三号茶屋前六番二まで	前	一四・五〇～一四・九〇メートル	〇・〇五六キロメートル	
	後	一四・五〇～一八・〇〇メートル	〇・〇五六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	福井県三方上中郡若狭町能登野五六号笹原三番二から同町横渡三号茶屋前六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月二十一日

○四国地方整備局告示第九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号及び三百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇和島市津島町岩松甲二一一二九番から同市津島町高田甲二一六三番一まで	前	八・六〇～八・六〇メートル	五〇・六八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	A	八・六〇～一三・一四メートル	三一・四五二キロメートル	
	後	五〇・六八～一五四・四七メートル	三一・〇〇八キロメートル	
	B	一三・一四～一五四・四七メートル	三一・〇〇八キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号及び三百十八号	延岡市土々呂町六丁目一六二三番から同市土々呂町六丁目一六九八番まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月二十一日

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月十八日午後五時五分御出門、第六十二回式年遷宮記念　特別展「伊勢神宮と神々の美術」を御覧のため、東京国立博物館（台東区）へ行幸啓、同六時十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、八月二十日ハンガリー国の国祭日につき、同月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成21年8月21日

九州地方整備局長　岡本　博

道路の種類	路線名	区間
一般国道	2号	北九州市門司区東門司一丁目32番1から同市門司区老松町3番1までの上下線

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成21年8月12日から1週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成21年8月21日

宮崎地方法務局長　植田　和男

記

氏名　桑野　正志

所属する司法書士会　宮崎県司法書士会

登録番号　宮崎第361号

事務所の所在地　宮崎県宮崎市神宮東二丁目11番44号

違反行為　本人確認義務違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年8月21日

中部地方整備局長　富田　英治

1　処分をした年月日　平成21年8月7日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヤナイ　矢内　利男　静岡県浜松市中区田町224番地23　国土交通大臣許可（般―19）第7119号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成21年7月3日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年8月21日

中部地方整備局長　富田　英治

1　処分をした年月日　平成21年8月7日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ダイトー株式会社　木村　徹　愛知県名古屋市千種区千種三丁目1番9号　国土交通大臣許可（般―17）第5688号

3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成21年7月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。